

令和８年度 公文書開示（９月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8. 9. 1	R8. 9. 8	政治団体設立届及び届出事項等の異動届と添付として提出された書類の写し全て（１団体分）					1											・ 東京都情報公開条例第11条第２項 請求のあった政治団体は総務大臣届け出の団体のため、公文書を既に総務省へ送付しており、公文書が存在しない。	選挙管理委員会事務局 総務課
2	R8. 7. 15	R8. 9. 11	令和 7 年 6 月22日執行東京都議会議員選挙における当選者（特別区を除く。）の提出した公費負担経費請求書類（契約届出書から請求書まで）（40名分）	1		1					1	1	1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 請求書等に記載の担当者名や、口座情報、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 3 号 請求書等に記載の法人の口座情報等については、取引先等の限られた一定範囲の者のみに明らかにしている内部管理情報であることから、公にすることにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 請求書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
3	R8. 4. 2	R8. 9. 14	令和 6 年分の政治団体の収支報告書と併せて提出される高額領収書の写し（２団体分）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
4	R8. 8. 31	R8. 9. 14	令和 6 年10月27日執行衆議院議員選挙における候補者の選挙運動費用収支報告書と全ての領収書と振込明細書（8候補分）	191	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
5	R8. 8. 31	R8. 9. 14	令和 6 年10月27日執行衆議院議員選挙における候補者の候補者届出書、選挙運動用ビラ届出書（8候補分） 令和 6 年10月27日執行衆議院議員選挙における候補者の選挙事務所設置届（7候補分） 令和 6 年10月27日執行衆議院議員選挙における政党の選挙事務所設置届（6候補分） 令和 6 年10月27日執行衆議院議員選挙における選挙運動事務員等届出書（１候補分）	60		1					1	1	1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 選挙運動事務員等届出書記載の年齢や性別及び個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 3 号 選挙事務所設置届等に記載の電話番号は、公にすることにより事業運営上の地位が損なわれると認められるため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 候補者届出書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課

令和 8 年度 公文書開示（ 9 月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R8. 8. 31	R8. 9. 14	令和 6 年10月27日執行衆議院議員選挙における候補者の選挙事務所設置届（ 1 候補分） 令和 6 年10月27日執行衆議院議員選挙における候補者の選挙事務所異動届（ 8 候補分） 令和 6 年10月27日執行衆議院議員選挙における政党の選挙事務所設置届（ 2 候補分） 令和 6 年10月27日執行衆議院議員選挙における政党の選挙事務所異動届（ 8 候補分） 令和 6 年10月27日執行衆議院議員選挙における選挙運動事務員等届出書（ 7 候補分）					1											・ 東京都情報公開条例第11条第 2 項 請求のあった公文書は、取得しておらず、不存在	選挙管理委員会事務局 選挙課
7	R8. 9. 7	R8. 9. 14	令和 7 年 7 月20日執行参議院議員選挙に係る候補者の選挙運動費用収支報告書（ 7 名分） 令和 8 年 2 月 8 日執行衆議院議員選挙に係る候補者の選挙運動費用収支報告書（41名分）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
8	R8. 9. 8	R8. 9. 16	令和 7 年 7 月20日執行参議院議員選挙における候補者の選挙運動費用収支報告書（ 7 名分） 令和 7 年 7 月20日執行参議院議員選挙における候補者の選挙運動費用収支報告書に係る領収書（ 1 名分）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
9	R8. 9. 8	R8. 9. 16	令和 7 年 7 月20日執行参議院議員選挙における候補者の選挙運動費用収支報告書に係る領収書（ 6 名分）			1				1		1							・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 領収書等に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
10	R8. 9. 11	R8. 9. 28	令和 4 年～令和 6 年政治団体収支報告書とともに提出された領収書（ 1 団体分）	1		1							1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課